

愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクターの使用の承認に関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成 22 年 4 月 13 日

愛南町長 清水 雅文

愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクターの使用の承認に関する事務取扱要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ぎょしょく教育を推進する愛南町のイメージを確立するとともに、キャラクターの素材となった魚介類や加工品などの愛南町特産品を広く宣伝し、地域の振興を図るため作成した愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクター(以下「ロゴ等」という。)の使用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第 2 条 ロゴ等を使用しようとする者は、あらかじめ愛南町長(以下「町長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体、学校及びその関係者が業務の目的で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道及び広報の目的に使用する場合
- (3) その他使用承認の手続きの必要がないと町長が認める場合

(承認の申請)

第 3 条 前条の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクター使用承認申請書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(使用承認の基準)

第 4 条 町長は、ロゴ等の使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしてはならない。

- (1) 町の信用及び品格を害すると認められるとき。
- (2) 宗教的又は政治的な活動を助長するおそれがあるとき。
- (3) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用するとき。
- (4) 消費者の利益を害するものと認められるとき。
- (5) ロゴ等の色、デザイン等を変更して使用するとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(承認の決定)

第 5 条 町長は、第 3 条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、使用承認の可否を愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクター使用承認決定通知書(様式第 2 号)又は愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクター使用不承認決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による使用を承認する場合は、条件を付すことができる。

(物品等の提出)

第 6 条 ロゴ等の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、ロゴ等を使用して

物品等を作成したときは、当該物品等1個又は1部を町長に提出しなければならない。ただし、提出が困難な物品等については、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用状況報告書の提出)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクター使用状況報告書(様式第4号)の提出を求めることができる。

(完了報告書の提出)

第8条 使用者は、ロゴ等の使用を終了するとき、愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクター使用終了報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(承認の取消し等)

第9条 町長は、ロゴ等の使用承認後において、第4条の基準に反する事実が判明した場合又は使用者にロゴ等の使用にふさわしくない行為があった場合には、使用承認を取り消し、使用者に対し使用物品の回収等の措置を命ずることができる。

2 前項の規定により使用の承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、町はその損害の責めを負わないものとする。

(使用料)

第10条 ロゴ等の使用料は、無料とする。

(損失補償等の責任)

第11条 町は、ロゴ等の使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事務処理)

第12条 ロゴ等の使用の承認等の事務は、水産課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクター使用承認申請書

年 月 日

愛南町長 様

申請者
住所
氏名 ㊟
(法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者氏名)

愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクターの使用の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

使用の趣旨・目的	
使用方法	(書籍名、媒体の種類等を記載してください。)
内容(数量・仕様等)	(レイアウトや企画書等を添付してください。)
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
連絡先・担当者氏名	

愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクター使用承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで申請のあった愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクターの使用について、次の条件を付して承認します。

使用の趣旨・目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用承認の条件	(1) 承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとします。ただし、引き続き申請のある場合、又は事業の性質上やむを得ない場合はこの限りではありません。 (2) 承認後、使用方法等を変更する場合は、使用者は事前に町長に届け出て承認を受けてください。 (3) 町長が必要があると認めるときは、使用者に対し、愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクター使用状況報告書の提出を求めることがあります。 (4) 承認後、愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクターの使用にふさわしくない行為があった場合には、承認を取り消すことがあります。 (5) 使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、町はその損害の責めを負いません。

様式第3号（第5条関係）

愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクター使用不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付で申請のあった愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクターの使用について、不承認としたので通知します。

不承認の理由	
--------	--

様式第4号（第7条関係）

愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクター使用状況報告書

年 月 日

愛南町長 様

使用者
住所
氏名 ㊟
(法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者氏名)

愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクターの使用状況について、次のとおり報告します。

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用状況及びその効果	
添付書類	

様式第5号（第8条関係）

愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクター使用終了報告書

年 月 日

愛南町長 様

使用者
住所
氏名 ㊟
(法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者氏名)

愛南ぎょレンジャーロゴ・キャラクターの使用が終了したので、次のとおり報告します。

使用目的	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用状況及びその効果	